

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年5月20日
【発行者名】	U B S アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ (UBS Asset Management (Europe) S.A.)
【代表者の役職氏名】	メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード ジェフリー・ラヘイ (Geoffrey Lahaye) メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード オリヴァー・アンベル (Olivier Humbert)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1855、 J.F.ケネディ通り33A番 (33A avenue J.F.Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三浦 健 弁護士 大西 信治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士 三浦 健 弁護士 大西 信治 弁護士 白川 剛士
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03(6212)8316
【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	U B S (Lux)ストラテジー・ファンド (UBS (Lux) Strategy Fund)
【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】	

記名式無額面受益証券

上限見込額は以下のとおりである。

U B S (Lux) ストラテジー・ファンド - イールド (米ドル)

クラス P - a c c 受益証券 8億8,000万米ドル(約1,379億円)を上限とする。

クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 受益証券 1,000億円を上限とする。

U B S (Lux) ストラテジー・ファンド - グロース(米ドル)

クラス P - a c c 受益証券 8億8,000万米ドル(約1,379億円)を上限とする。

クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 受益証券 1,000億円を上限とする。

(注1)米ドルの円貨換算は、便宜上、2024年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=156.74円)による。

(注2)2025年5月20日付で、サブ・ファンドの名称である「イールド・サステナブル(米ドル)(Yield Sustainable(USD))」および「グロース・サステナブル(米ドル)(Growth Sustainable(USD))」がそれぞれ「イールド(米ドル)(Yield(USD))」および「グロース(米ドル)(Growth(USD))」に変更される。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年7月31日付をもって提出した有価証券届出書(2024年10月1日および2024年10月31日付の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」といいます。)について、サブ・ファンドの名称、監査人、投資方針および別紙の変更に伴い設立地の目論見書が変更されることから、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の訂正内容は下記のとおりです。

下線部_____は訂正部分を示します。ただし、全文修正(更新)の場合は下線を付しておりません。

表紙

<訂正前>

(前略)

届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額

記名式無額面受益証券

上限見込額は以下のとおりである。

U B S (Lux) ストラテジー・ファンド - イールド・サステナブル(米ドル)

クラスP - a c c 受益証券 8億8,000万米ドル(約1,379億円)を上限とする。

クラス(日本円・ヘッジ)P - a c c 受益証券 1,000億円を上限とする。

U B S (Lux) ストラテジー・ファンド - グロース・サステナブル(米ドル)

クラスP - a c c 受益証券 8億8,000万米ドル(約1,379億円)を上限とする。

クラス(日本円・ヘッジ)P - a c c 受益証券 1,000億円を上限とする。

(注)米ドルの円貨換算は、便宜上、2024年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=156.74円)による。

縦覧に供する場所

該当事項なし。

<訂正後>

(前略)

届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額

記名式無額面受益証券

上限見込額は以下のとおりである。

U B S (Lux) ストラテジー・ファンド - イールド(米ドル)

クラス P - a c c 受益証券 8億8,000万米ドル(約1,379億円)を上限とする。

クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 受益証券 1,000億円を上限とする。

U B S (Lux) ストラテジー・ファンド - グロース(米ドル)

クラス P - a c c 受益証券 8億8,000万米ドル(約1,379億円)を上限とする。

クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 受益証券 1,000億円を上限とする。

(注1) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2024年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の
対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=156.74円)による。(注2) 2025年5月20日付で、サブ・ファンドの名称である「イールド・サステナブル
(米ドル)(Yield Sustainable(USD))」および「グロース・サステナブル
(米ドル)(Growth Sustainable(USD))」がそれぞれ「イールド(米ドル)
(Yield(USD))」および「グロース(米ドル)(Growth(USD))」に変更さ
れる。

縦覧に供する場所

該当事項なし。

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

<訂正前>

U B S (Lux) ストラテジー・ファンド(以下「ファンド」という。)

(注) 日本においては、U B S (Lux) ストラテジー・ファンド - イールド・サステナブル(米ドル)(UBS(Lux) Strategy Fund - Yield Sustainable(USD))およびU B S (Lux) ストラテジー・ファンド - グロース・サステナブル(米ドル)(UBS(Lux) Strategy Fund - Growth Sustainable(USD))を募集する。以下、U B S (Lux) ストラテジー・ファンドを「ファンド」、U B S (Lux) ストラテジー・ファンド - イールド・サステナブル(米ドル)およびU B S (Lux) ストラテジー・ファンド - グロース・サステナブル(米ドル)をそれぞれ「サブ・ファンド」ということがある。

(後略)

<訂正後>

U B S (Lux) ストラテジー・ファンド(以下「ファンド」という。)

(注1) 日本においては、U B S (Lux) ストラテジー・ファンド - イールド(米ドル)(UBS(Lux) Strategy Fund - Yield(USD))およびU B S (Lux) ストラテジー・ファンド - グロース(米ドル)(UBS(Lux) Strategy Fund - Growth(USD))を募集する。以下、U B S (Lux) ストラテジー・ファンドを「ファンド」、U B S (Lux) ストラテジー・ファンド - イールド(米ドル)およびU B S (Lux) ストラテジー・ファンド - グロース(米ドル)をそれぞれ「サブ・ファンド」ということがある。

(注2) 2025年5月20日付で、サブ・ファンドの名称である「イールド・サステナブル(米ドル)(Yield Sustainable(USD))」および「グロース・サステナブル(米ドル)(Growth Sustainable(USD))」がそれぞれ「イールド(米ドル)(Yield(USD))」および「グロース(米ドル)(Growth(USD))」に変更される。以下、同じ。

(後略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(5) 開示制度の概要

<訂正前>

ルクセンブルグにおける開示

(イ) 金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、CSSFへの登録およびその承認が要求される。この場合、目論見書、説明書、年次報告書および半期報告書ならびにその他の書類をCSSFに提出しなければならない。

ファンドの年次報告書に含まれている会計情報は、承認された監査人により監査され、CSSFに提出されなければならない。ファンドの独立監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・エス・エイ (Ernst & Young S.A.)、ルクセンブルグ事務所である。更に、ファンドは、金融庁(現CSSF)の1997年6月13日付通達97/136(改訂および追補済)に基づき、CSSFに対して月次報告書を提出することを要求されている。

(ロ) 受益者に対する開示

ファンドの貸借対照表、財務状況等を記載した年次報告書および半期報告書は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所ならびに全ての支払事務代行会社および販売代理店において、受益者はこれを入手することができる。また、約款(その変更を含む。)は、管理会社の登記上の事務所に預託され、閲覧することができ、その写しを入手することができる。

年次報告書は、各サブ・ファンドおよびファンドについて毎年1月31日現在において公表され、半期報告書は、毎年7月31日現在において公表される。

前述の報告書には、関連する基準通貨における各サブ・ファンド/各クラス受益証券それぞれの明細が含まれる。ファンド全体の資産の統合明細は、ユーロ建てで作成される。

会計年度末から4か月以内に公表される年次報告書は、独立監査人により監査された年次報告を含む。年次報告書には、信用リスクを低減するために、派生金融商品の利用により各サブ・ファンドが注力する投資先資産、当該派生取引に対する取引相手方、ならびに当該取引相手方がサブ・ファンドのために差し入れる担保(およびその範囲)の詳細に関する記載も含まれる。

かかる報告書は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において受益者が入手可能である。

各サブ・ファンドの発行価格および買付価格は、ルクセンブルグにおいて管理会社および保管受託銀行の本店で公表される。

受益者に対する通知は、ウェブサイト(http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/notifications)上で公告され、かつ、かかる通知を電子メールで受領する目的のために電子メールのアドレスを提供済の受益者に対して電子メールで送付される。電子メールのアドレスを提供していない受益者に対しては、かかる通知の紙面を受益者名簿に登録されている受益者の住所地に送付する。写しの紙面は、ルクセンブルグの法律もしくは管轄当局により義務付けられる場合に、または該当する販売国において法的に義務付けられる場合にも、受益者宛に郵送するか、またはルクセンブルグの法律が認める別の媒体により公告するか、その両方を行う。

(後略)

<訂正後>

ルクセンブルグにおける開示

(イ) 金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、CSSFへの登録およびその承認が要求される。この場合、目論見書、説明書、年次報告書および半期報告書ならびにその他の書類をCSSFに提出しなければならない。

ファンドの年次報告書に含まれている会計情報は、承認された監査人により監査され、CSSFに提出されなければならない。ファンドの独立監査人は、2025年1月1日付でアーンスト・アンド・ヤング・エス・エイ (Ernst & Young S.A.)、ルクセンブルグ事務所からプライスウォーター・ハウス・コープス・ソシエテ・コーペラティブ (Pricewaterhousecoopers, Société cooperative)に変更された。更に、ファンドは、金融庁(現CSSF)の1997年6月13日付通達97/136(改訂および追補済)に基づき、CSSFに対して月次報告書を提出することを要求されている。

(ロ) 受益者に対する開示

ファンドの貸借対照表、財務状況等を記載した年次報告書および半期報告書は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所ならびに全ての支払事務代行会社および販売代理店において、受益者はこれを入手することができる。また、約款(その変更を含む。)は、管理会社の登記上の事務所に預託され、閲覧することができ、その写しを入手することができる。

年次報告書は、各サブ・ファンドおよびファンドについて毎年1月31日現在において公表され、半期報告書は、毎年7月31日現在において公表される。

前述の報告書には、関連する基準通貨における各サブ・ファンド/各クラス受益証券それぞれの明細が含まれる。ファンド全体の資産の統合明細は、一口建てで作成される。

会計年度末から4か月以内に公表される年次報告書は、独立監査人により監査された年次報告を含む。年次報告書には、信用リスクを低減するために、派生金融商品の利用により各サブ・ファンドが注力する投資先資産、当該派生取引に対する取引相手方、ならびに当該取引相手方がサブ・ファンドのために差し入れる担保(およびその範囲)の詳細に関する記載も含まれる。

かかる報告書は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において受益者が入手可能である。

各サブ・ファンドの発行価格および買付価格は、ルクセンブルグにおいて管理会社および保管受託銀行の本店で公表される。

受益者に対する通知は、ウェブサイト(www.ubs.com/ame-investornotifications)上で公告され、かつ、かかる通知を電子メールで受領する目的のために電子メールのアドレスを提供済の受益者に対して電子メールで送付される。電子メールのアドレスを提供していない受益者に対しては、かかる通知の紙面を受益者名簿に登録されている受益者の住所地に送付する。写しの紙面は、ルクセンブルグの法律もしくは管轄当局により義務付けられる場合に、または該当する販売国において法的に義務付けられる場合にも、受益者宛に郵送するか、またはルクセンブルグの法律が認める別 の媒体により公告するか、その両方を行う。

(後略)

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

(前略)

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー

投資運用会社のサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外(エクスクルージョン)事項を概説したものである。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

サステナビリティに関する年次報告

「U B Sのサステナビリティ報告書」はU B Sによるサステナビリティ情報開示を行うための手段である。当該報告書は毎年公表され、オープンにかつ透明性をもってU B Sのサステナビリティへのアプローチおよびサステナビリティに向けた活動を開示することを目的とし、U B Sの情報ポリシーおよび情報開示に関する原則を一貫して適用している。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

サステナビリティ・フォーカス／インパクト・ファンド

(後略)

<訂正後>

(前略)

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー

投資運用会社のサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing.html>

サステナビリティに関する年次報告

「U B Sのサステナビリティ報告書」はU B Sによるサステナビリティ情報開示を行うための手段である。当該報告書は毎年公表され、オープンにかつ透明性をもってU B Sのサステナビリティへのアプローチおよびサステナビリティに向けた活動を開示することを目的とし、U B Sの情報ポリシーおよび情報開示に関する原則を一貫して適用している。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing.html>

サステナビリティ・フォーカス/インパクト・ファンド
(後略)

第2 管理及び運営

4 資産管理等の概要

(5) その他

<訂正前>

(前略)

苦情処理、議決権行使方針および最良執行

ルクセンブルグの法律および規則に従い、管理会社は、苦情処理の手続き、議決権行使方針および最良執行に関する追加情報を、以下のウェブサイトに掲載する。

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html

<訂正後>

(前略)

苦情処理、議決権行使方針および最良執行

ルクセンブルグの法律および規則に従い、管理会社は、苦情処理の手続き、議決権行使方針および最良執行に関する追加情報を、以下のウェブサイトに掲載する。

www.ubs.com/ameregulatorydisclosures

5 受益者の権利等

(1) 受益者の権利等

<訂正前>

日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、自ら管理会社に対し直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は口座約款に基づき日本における販売会社をして自己に代わって受益権を行使させることができる。ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

分配請求権

分配が行われる場合、受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

買戻請求権

受益者は、営業日にファンドの受益証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有する。

残余財産分配請求権

ファンドが償還される場合、受益者は管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対し、約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

(注) 約款には受益者集会に関する規定はない。なお受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効する。

管理会社は、投資者がファンドへの投資の後に受益者名簿に自らの名義で登録される場合、受益者としての権利(特に、受益者集会に参加する権利)のみにより利益を受けることに留意するよう、投資者に注意を喚起する。ただし、投資者が、投資者を代理して自らの名義で投資を行う取次機関を通じて間接的にファンドに投資する場合で、その結果、かかる取次機関が当該投資者に代わり受益者名

簿に登録される場合、上記の権利が、当該投資者ではなく、当該取次機関に付与される可能性がある。そのため、投資者は、投資決定を下す前に投資者の権利について助言を求めることが推奨される。

<訂正後>

日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、自ら管理会社に対し直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は口座約款に基づき日本における販売会社をして自己に代わって受益権を行使させることができる。ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

分配請求権

分配が行われる場合、受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

買戻請求権

受益者は、営業日にファンドの受益証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有する。

残余財産分配請求権

ファンドが償還される場合、受益者は管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対し、約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

(注) 約款には受益者集会に関する規定はない。なお受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効する。

管理会社は、投資者がファンドへの投資の後に受益者名簿に自らの名義で登録される場合、受益者としての権利(特に、受益者集会に参加する権利)のみにより利益を受けることに留意するよう、投資者に注意を喚起する。ただし、投資者が、投資者を代理して自らの名義で投資を行う取次機関を通じて間接的にファンドに投資する場合で、その結果、かかる取次機関が当該投資者に代わり受益者名簿に登録される場合、上記の権利が、当該投資者ではなく、当該取次機関に付与される可能性がある。そのため、投資者は、投資決定を下す前に投資者の権利について助言を求めることが推奨される。投資者は、金融取次機関を通じて申し込んだ場合に、ファンドのレベルでの純資産価格の計算エラーおよび/または投資ルールの違反および/またはその他のエラーが発生した場合に常に補償を受けられるとは限らない。投資者は、悪影響を受ける可能性がある権利に関して助言を求めるべきである。

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

2 関係業務の概要

<訂正前>

(前略)

(3) 管理事務代行会社

ルクセンブルグ法に規定されたファンドの運営に関する一般的な管理事務業務に責任を負う。かかる管理事務業務には、主に1口当たり純資産価格の計算、ファンドの口座の維持および業務報告の実施が含まれる。

(4) 元引受会社

ファンドの元引受業務を行う。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(3) 管理事務代行会社

ルクセンブルグ法に規定されたファンドの運営に関する一般的な管理事務業務に責任を負う。かかる管理事務業務には、主に1口当たり純資産価格の計算、ファンドの口座の維持および業務報告の実施が含まれる。さらに、管理事務代行会社はファンドの登録および名義書換事務代行者として、適用されるマネー・ロンダリング防止に関する法令を遵守するために、投資家に関する必要な情報を収集し、かつ確認を行う責任も負う。また、管理事務代行会社は、投資家向けの文書の作成および発送を担う顧客のコミュニケーション業務を提供する。

(4) 元引受会社

ファンドの元引受業務を行う。

(後略)

別紙

以下の通りに変更されます。

SFDR関連情報

規則(EU)2019/2088第8条第1項、第2項および第2a項ならびに

規則(EU)2020/852第6条第1項において言及される

金融商品に関する契約前の情報開示

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資が環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーとは、規則(EU)2020/852に定められる分類システムであり、環境的に持続可能な経済活動の一覧を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧を定めていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

商品名：
UBS(Lux)ストラテジー・ファンド-イールド(米ドル)

法人識別番号：
5EYUF48Y52Q56VSP0435

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

● ● ■ はい

● ● ✕ いいえ

以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限)：__%
 EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動
 EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

環境的／社会的(E/S)特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的としていないものの、少なくとも__%の比率で以下の持続可能な投資を行う

EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資
 EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資
 社会目的を有する持続可能な投資

社会目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限)：__%
 E/S特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない

規則(EU)2019/2088第8条第1項、第2項および第2a項ならびに
規則(EU)2020/852第6条第1項において言及される

金融商品に関する契約前の情報開示

持続可能な投資とは、環境目的または社会的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資が環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーとは、規則(EU)2020/852に定められる分類システムであり、環境的に持続可能な経済活動の一覧を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧を定めていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

商品名：
UBS(Lux)ストラテジー・ファンド-イールド(米ドル)

法人識別番号：
5EYUF48Y52Q56VSF0435

環境的および/または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

はい

いいえ

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限) : ___ % | <input checked="" type="checkbox"/> 環境的/社会的(E/S)特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的としていないものの、少なくとも___%の比率で以下の持続可能な投資を行う |
| <input type="checkbox"/> EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動 | <input type="checkbox"/> EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資 |
| <input type="checkbox"/> EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動 | <input checked="" type="checkbox"/> EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資 |
| <input type="checkbox"/> 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限) : ___ % | <input type="checkbox"/> 社会目的を有する持続可能な投資 |
| | <input type="checkbox"/> E/S特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない |



この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるのか？

サステナビリティ指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

当サブ・ファンドは以下の特性を推進する。

当サブ・ファンドの純資産（現金、現金等価物およびデリバティブを除く。）の少なくとも70%を（a）環境的（E）および／もしくは社会的（S）な特性を推進し、かつ金融サービスセクターを対象とするサステナビリティ関連開示規則（以下「SFDR」という。）第8条を遵守している投資戦略もしくはこれに相当するとみなされる投資戦略、または（b）持続可能な投資を目的とし、かつSFDR第9条を遵守している投資戦略もしくは二酸化炭素排出量の削減を目標とし、かつSFDR第9条を遵守している投資戦略またはこれらに相当するとみなされる投資戦略に投資する。

当サブ・ファンドが推進する特性を実現することを目的とするESG参照ベンチマークは定められていない。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのようなサステナビリティ指標が用いられるか？

上記の特性は以下の指標を用いて測定される。

- A) 投資先の投資信託がSFDRに基づき第8条または第9条に分類される旨の開示（該当する場合）。

アクティブラボリュームを行なう他の投資信託を通じた投資の場合、UBSアセット・マネジメントのマネージャー・リサーチ・チームが、外部のアセット・マネージャーの戦略がUBSのサステナビリティ基準を充足することを徹底するために当該戦略を評価する（「等価の原則」）。UBSアセット・マネジメントはこれらの戦略の評価において、外部のアセット・マネージャーの既存のESGリソース（リサーチ部門およびESG課題専属の投資スタッフのチームのクオリティ、サステナビリティ分野における各スタッフ・メンバーの経験、企業のESGリスクの評価に使用される分析およびリサーチ・ツール、またはポートフォリオ構築におけるESGリスクの考慮に関する投資プロセスなど）に特に留意する。該当ある場合、UBSアセット・マネジメントは、定められた目的を実現するために外部のアセット・マネージャーの能力に対してさらなる知見を得るために、外部のアセット・マネージャーのESGアプローチを自身のESGアプローチと比較する。

- B) UBSアセット・マネジメントが運用するアクティブラボリューム投資な戦略が適格性を得るために、同戦略が一つもしくは複数の測定可能な環境的／社会的な特性を推進するか、または環境的もしくは社会的な目的を有する持続可能な投資対象への投資に責任を持って取り組まなければならない。当該戦略はエクスクルージョン・ポリシーも適用しなければならず、同ポリシーへのリンクを設立国における販売目論見書の本文に記載する。これらの要件を満たす戦略が、UBSアセット・マネジメントにより「サステナビリティ・フォーカス」または「インパクト」に分類され、インパクト戦略とは認められたインパクト・フレームワーク（例：国連の持続可能な開発目標）を利用した測定可能かつ検証可能な投資家および／または企業のインパクトを有する戦略のことである。

● この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？

当サブ・ファンドが一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は、当サブ・ファンドが推進する一つまたは複数の環境的および／または社会的な特性に貢献することである。

● この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？

UBSアセット・マネジメントが運用する株式および債券のアクティブな戦略に投資する場合、「著しい害を及ぼさない」（「DNSH」）を評価する際に、利用可能性および妥当性に基づき、厳選された主要な悪影響の指標を考慮する。

ESG指数に追跡するパッシブな運用戦略に投資する場合、指数提供者がインデックス・ファミリーに適した方法で「著しい害を及ぼさない」に関する指標を考慮する。

他社が運用する投資信託に投資する場合、投資先の投資戦略のポートフォリオ・マネジャーは異なる手法を用いることができる。他社の戦略は上記のUBSアセット・マネジメントのマネージャー・リサーチのプロセスを通じて「著しい害を及ぼさない」という基準に照らして評価される。

■ 主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する事項に関するサステナビリティ要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

サステナビリティ要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

「主要な悪影響」（以下「PAI」という。）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に関する投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響をいう。

UBSアセット・マネジメントが運用する株式および債券のアクティブな戦略に投資する場合、ポートフォリオ・マネジャーは投資ユニバースからの除外という手段を通じてPAI指標を考慮する。

現在、以下のPAI指標が検討の対象になっている。

1.4 「化石燃料セクターで業務を行う企業へのエクスポージャー」

- サーマルコールの採掘および外部業者への販売またはオイルサンドの採掘から（UBSアセット・マネジメントのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーが定める）一定の基準値を上回る収益を得ている企業を除外する。
- サーマルコールに基づく発電事業から（UBSアセット・マネジメントのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーが定める）一定の基準値を上回る収益を得ている企業を除外する。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針への違反行為」

- 国際連合グローバル・コンパクト（UNGCR）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を取っていないとUBSアセット・マネジメントのステュワードシップ委員会が判断する企業を除外する。

1.14 「非人道的兵器（対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器）へのエクスポージャー」

- UBSアセット・マネジメントはクラスター弾、対人地雷または化学兵器および生物兵器と関わっている企業に投資せず、核拡散防止条約に違反している企業にも投資しない。UBSアセット・マネジメントは、ある企業が非人道的兵器の開発、生産、備蓄、保守管理もしく輸送に関わっているか、またはそのような企業の主要株主である（持株比率が5%を上回る）場合に、当該企業が非人道的兵器に関わっていると判断する。

ESG指数に追随するパッシブな運用戦略に投資する場合、指数提供者がインデックス・ファミリーに適した方法でサステナビリティ要因に対する悪影響に関する指針を考慮する。

他社が運用する投資信託に投資する場合、投資先の投資戦略のポートフォリオ・マネジャーは異なる手法を用いることができる。他社の戦略は上記のUBSアセット・マネジメントのマネージャー・リサーチのプロセスを通じて悪影響に照らして評価される。

持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？（詳細）

UBSアセット・マネジメントが運用する株式および債券のアクティブな戦略に投資する場合、国際連合グローバル・コンパクト(UNG C)の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBSアセット・マネジメントのスチュワードシップ委員会が判断する企業を除外する。

ESG指数に追随するパッシブな運用戦略に投資する場合、指数提供者がインデックス・ファミリーに適した方法でOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則との適合性を考慮する。

他社が運用する投資信託に投資する場合、投資先の投資戦略のポートフォリオ・マネジャーは異なる手法を用いることができる。他社の戦略は上記のUBSアセット・マネジメントのマネージャー・リサーチのプロセスを通じてOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則への適合性に照らして評価される。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資がEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準を伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮している当サブ・ファンドの原投資対象のみに適用される。当サブ・ファンドの残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮したものではない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品はサステナビリティ要因への主要な悪影響を考慮するか？

- ✖ 考慮する。「主要な悪影響」（以下「PAI」という。）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に関する投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響をいう。

UBSアセット・マネジメントが運用する株式および債券のアクティブな戦略に投資する場合、ポートフォリオ・マネジャーは投資ユニバースからの除外という手段を通じてPAI指標を考慮する。

現在、以下のPAI指標が検討の対象になっている。

- 1.4 「化石燃料セクターで業務を行う企業へのエクスポージャー」
— サーマルコールの採掘および外部業者への販売またはオイルサンドの採掘から（UBSアセット・マネジメントのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーが定める）一定の基準値を上回る収益を得ている企業を除外する。

- 1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構(OECD)多国籍企業行動指針への違反行為」
 -国際連合グローバル・コンパクト(UNGC)の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を取っていないとUBSアセット・マネジメントのステュワードシップ委員会が判断する企業を除外する。
- 1.14 「非人道的兵器(対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器)へのエクスポート」
 -UBSアセット・マネジメントはクラスター弾、対人地雷または化学兵器および生物兵器と関わっている企業に投資せず、核拡散防止条約に違反している企業にも投資しない。UBSアセット・マネジメントは、ある企業が非人道的兵器の開発、生産、備蓄、保守管理もしくは輸送に関わっている場合、またはそのような企業の主要株主である(持株比率が5%を上回る)場合に、当該企業が非人道的兵器に関わっていると判断する。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは本書「投資方針」の「サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」に記載されている。

ESG指数に追随するバッシブな運用戦略に投資する場合、指数提供者がインデックス・ファミリーに適した方法でサステナビリティ要因に対する悪影響に関する指標を考慮する。

他社が運用する投資信託に投資する場合、投資先の投資戦略のポートフォリオ・マネジャーは異なる手法を用いることができる。他社の戦略は上記のUBSアセット・マネジメントのマネージャー・リサーチのプロセスを通じて悪影響に照らして評価される。

 考慮しない。



この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか?

投資戦略とは、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

当サブ・ファンドは、その投資目的を達成するために投資先の投資戦略を利用する。持続可能な投資には以下の9つのESGカテゴリーの一つまたは複数が含まれることがある。

- a) ESGエンゲージメント株式：
本アプローチにおいては、企業の経営陣にESG課題および機会に関するパフォーマンスの向上を働きかけるためにアセット・マネージャーが株主として積極的に関与する。
- b) ESGエンゲージメント・ハイ・イールド・ボンド：
本アプローチにおいては、企業の経営陣にESG課題および機会に関するパフォーマンスの向上を働きかけるためにアセット・マネージャーが債券保有者としてBBB-未満の格付を付与された発行体の債券のポジションを積極的に取る。
- c) 国際開発金融機関債：
世界銀行等の国際開発金融機関(以下「MDB」という。)が発行する債券。MDBは、持続的な経済成長のための資金調達を目的として様々な政府から支援を受けている。
- d) ESGテーマ別株式：
特定の環境もしくは社会的な難題に取り組んでいる製品およびサービスを販売している企業および/または単一のESG要因(男女共同参画等)の運営に特に優れた事業を行っている企業の株式
- e) ESGインブルーバーズ株式：
様々な重大なESG課題の管理を改善している企業の株式
- f) ESGリーダーズ株式：
様々な重大なESG課題を管理し、競合他社よりも優れたESGの機会を捉えている企業の株式

- g) グリーン、ソーシャルおよびサステナビリティ・ボンド：
環境プロジェクト、社会福祉機関または持続可能な債券に充当する資金を調達するための債券。
この種類の債券の発行体には、一般的に企業、地方自治体および開発銀行が含まれる。
- h) ESGリーダーズ債：
様々な重大なESG課題を管理し、競合他社よりも優れたESGの機会を捉えている企業の債券
- i) エマージング・マーケット・サステナブル・ファイナンス：
新興市場においてプライベートな融資を提供し、かつ開発金融機関の取組みを支援するための債券および為替のソリューションズを構成する戦略

ESGインテグレーション

ポートフォリオ・マネジャーは、投資先の投資戦略における配分時にESGインテグレーションを考慮する。UBSが運用する投資先の戦略の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、ESGインテグレーションに関する以下のリサーチに基づきESG統合資産を特定する。外部が運用する戦略の場合、ESG統合資産はUBSアセット・マネジメントのマネージャー・リサーチのプロセスを通じて特定される。

UBSアセット・マネジメントが運用する株式および債券のアクティブな戦略に投資する場合、ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、投資先の投資戦略のポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連するサステナビリティ要因を特定すること、および投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることが可能になり、ESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能になる。また、有価証券の選定、投資のコンピクションおよびポートフォリオの組入比率を通じたポートフォリオ構築の一助にもなる。

企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、アナリストが企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ要因を重視することを徹底する。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。投資先の投資戦略のポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを統合したUBS内部のESGリスク・ダッシュボードを利用する。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクを反映するために、次に取るべき行動の決定に役立つリスク・シグナルが投資戦略のポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に提示する。

企業以外の発行体の場合、投資戦略のポートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ/ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、当サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」の「サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」に記載されている。

- この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？

当サブ・ファンドが推進する一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

当サブ・ファンドの純資産（現金、現金等価物およびデリバティブを除く。）の少なくとも70%を（a）環境的（E）および／もしくは社会的（S）な特性を推進し、かつS F D R規則第8条を遵守している投資戦略もしくはこれに相当するとみなされる投資戦略、または（b）持続可能な投資を目的とし、かつS F D R第9条を遵守している投資戦略もしくは二酸化炭素排出量の削減を目標とし、かつS F D R第9条を遵守している投資戦略またはこれらに相当するとみなされる投資戦略に投資する。

戦略の適格性に関する分類は、「この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのようなサステナビリティ指標が用いられるか？」の項目で概説される評価を通じて行われる。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、特性、持続可能な投資対象の最低比率ならびに当サブ・ファンドが推進する環境的および／または社会的な特性を満たすために利用される投資対象の最低比率が計算される。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、当サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」の「サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」に記載されている。

- 当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？

該当なし。

良好なガバナンス
慣行には、健全な
経営体制、従業員
関係、スタッフの
報酬および税務コ
ンプライアンスが
含まれる。

- 投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？

当サブ・ファンドは投資方針を実現するために投資先の投資戦略を利用する。

UBSアセット・マネジメントが運用する株式および債券のアクティブな戦略に投資する場合、良好なコーポレート・ガバナンスを投資先のポートフォリオ・マネージャーの投資戦略に織り込んでいる。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告を考慮することが含まれる。UBSアセット・マネジメントが運用する株式および債券のアクティブな戦略の場合、ポートフォリオ・マネージャーは重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認定された外部プロバイダーから複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネージャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクを反映させるために、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネージャーに対してESGリスクを明確に提示する。

ESG指数に追随するパッシブな運用戦略に投資する場合、指数提供者がインデックス・ファミリーに適した方法で投資先企業の良好なガバナンスを評価する。

他社が運用する投資信託への投資は、UBSアセット・マネジメントのマネージャー・リサーチのプロセスを通じて評価される。UBSアセット・マネジメントは、UBSのサステナビリティ基準を充足することを徹底するために外部のアセット・マネージャーの戦略を評価する「等価の原則」）。



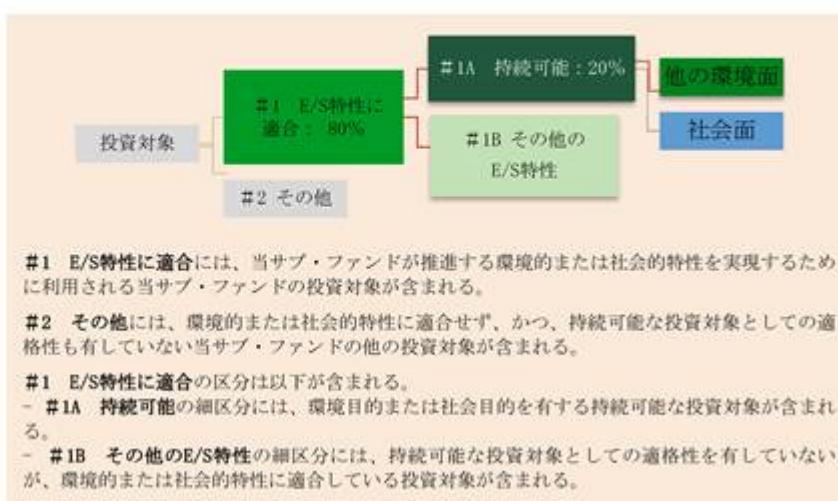
資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す資本的支出 (CapEx)
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費 (OpEx)

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

当サブ・ファンドが推進する環境的および／または社会的な特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は 80%である。当サブ・ファンドの持続可能な投資対象の比率の下限は 20%である。



この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

当サブ・ファンドが推進する特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソノミーに適合しているか？

EUタクソノミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力に関する基準には包括的な安全および廃棄物管理の規則が含まれる。

イネーブリング活動とは、環境目的に多大な貢献をすることが直接的に可能になる他の活動をいう。

トランジショナル活動とは、低炭素のための代替手段を未だに利用できないものの、特にベスト・パフォーマンスに応じた温室効果ガス排出量の水準を定めている活動をいう。

タクソノミー規則第9条が定める一または複数の環境目的に関するデータならびに当サブ・ファンドが行う投資がタクソノミー規則第3条に基づき環境的に持続可能なものとしての適格性を有する経済活動に対してどのようにおよびどの程度行われているか（以下「タクソノミー適合投資」という。）に関するデータを収集できていない。これに基づき、当サブ・ファンドのタクソノミー適合投資は0%である。

● この金融商品はEUタクソノミー¹を遵守する化石燃料ガスおよび/または原子力に関する活動に投資するか？

投資する

化石燃料ガスに投資する。

原子力に投資する。

投資しない。

以下の2つのグラフは、EUタクソノミーに適合している投資対象の最低割合を縦（本書に該当箇所はない。）で示している。ソブリン債*のタクソノミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソノミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソノミー適合性を示している。

1. ソブリン債*を含む
投資対象のタクソノミー適合性

- タクソノミー適合
(化石燃料ガスおよび
原子力を除く。)
- その他の投資対象

100%

2. ソブリン債*を除く
投資対象のタクソノミー適合性

- タクソノミー適合
(化石燃料ガスおよび
原子力を除く。)
- タクソノミー不適合

100%

本グラフにおいては投資全体のx%**を占めている。

*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

**該当がない（タクソノミー適合投資がない）ため、比率を表示していない。

● トランジショナル活動およびイネーブリング活動への投資の最低割合はどうくらいか？

トランジショナル活動およびイネーブリング活動への投資の最低割合は確約されていない。

¹ 化石燃料ガスおよび/または原子力に関する活動は、気候変動の抑制（以下「気候変動の緩和」という。）に寄与し、かつEUタクソノミーのあらゆる目的を著しく害することがない場合にのみ、EUタクソノミーを遵守していることになる（左側の注記を参照のこと）。EUタクソノミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則(EU)2022/1214により定められている。

は、EUタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

当サブ・ファンドによる持続可能な投資は環境的または社会的な目的のいずれかまたはその双方に貢献する。当サブ・ファンドは予め組み合わされた環境的または社会的な目的を確約しているわけではないので、EUタクソノミーに適合していない環境的な目的を備えた持続可能な投資の最低比率の定めはない。当サブ・ファンドがタクソノミーに適合していない環境的に持続可能な投資対象に実際に投資する場合は、タクソノミーに適合していることを決定付ける十分なデータが存在しないためである。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

当サブ・ファンドによる持続可能な投資は環境的または社会的な目的のいずれかまたはその双方に貢献する。当サブ・ファンドは予め組み合わされた環境的または社会的な目的を確約しているわけではないので、持続可能な投資の最低比率の定めはない。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性、効率的なポートフォリオ運用およびヘッジ目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的な特性の実現度の測定に必要とされるデータ入手することができない有価証券が含まれることもある。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に適合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指標が指定されるのか？

当サブ・ファンドが当サブ・ファンドが推進する特性に適合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指標である。

- 参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に適合するのか？
該当なし。
- 投資戦略と指標の手法の適合性はどのように継続的に確保されるのか？
該当なし。
- 指定指標は、関連する広範な市場指標とどのように異なるのか？
該当なし。
- 指定指標の計算に用いられる方法を探す場合、どこを参照すればよいか？
該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができる。

規則(EU)2019/2088第8条第1項、第2項および第2a項ならびに
規則(EU)2020/852第6条第1項において言及される

金融商品に関する契約前の情報開示

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資が環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーとは、規則(EU)2020/852に定められる分類システムであり、環境的に持続可能な経済活動の一覧を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧を定めていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

商品名：
UBS(Lux)ストラテジー・ファンドーグロース(米ドル)

法人識別番号：
8GPY7XQ0DA65ENPQU826

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

● ● ■ はい

● ● ✕ いいえ

以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限)：__%
 EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動
 EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

環境的／社会的(E/S)特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的としていないものの、少なくとも__%の比率で以下の持続可能な投資を行う

EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資
 EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資
 社会目的を有する持続可能な投資

社会目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限)：__%

E/S特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない



この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるのか？

サステナビリティ指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

当サブ・ファンドは以下の特性を推進する。

当サブ・ファンドの純資産（現金、現金等価物およびデリバティブを除く。）の少なくとも70%を（a）環境的（E）および／もしくは社会的（S）な特性を推進し、かつ金融サービスセクターを対象とするサステナビリティ関連開示規則（以下「SFDR」という。）第8条を遵守している投資戦略もしくはこれに相当するとみなされる投資戦略、または（b）持続可能な投資を目的とし、かつSFDR第9条を遵守している投資戦略もしくは二酸化炭素排出量の削減目標とし、かつSFDR第9条を遵守している投資戦略またはこれらに相当するとみなされる投資戦略に投資する。

当サブ・ファンドが推進する特性を実現することを目的とするESG参照ベンチマークは定められていない。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのようなサステナビリティ指標が用いられるか？

上記の特性は以下の指標を用いて測定される。

A) 投資先の投資信託がSFDRに基づき第8条または第9条に分類される旨の開示（該当する場合）。

アクティブ運用を行う他社の投資信託を通じた投資の場合、UBSアセット・マネジメントのマネージャー・リサーチ・チームが、外部のアセット・マネージャーの戦略がUBSのサステナビリティ基準を充足することを徹底するために当該戦略を評価する（「等価の原則」）。UBSアセット・マネジメントはこれらの戦略の評価において、外部のアセット・マネージャーの既存のESGリソース（リサーチ部門およびESG課題専属の投資スタッフのチームのクオリティ、サステナビリティ分野における各スタッフ・メンバーの経験、企業のESGリスクの評価に使用される分析およびリサーチ・ツール、またはポートフォリオ構築におけるESGリスクの考慮に関する投資プロセスなど）に特に留意する。該当ある場合、UBSアセット・マネジメントは、定められた目的を実現するために外部のアセット・マネージャーの能力に対してさらなる知見を得るために、外部のアセット・マネージャーのESGアプローチを自身のESGアプローチと比較する。

B) UBSアセット・マネジメントが運用するアクティブ投資な戦略が適格性を得るためには、同戦略が一つもしくは複数の測定可能な環境的／社会的な特性を推進するか、または環境的もしくは社会的な目的を有する持続可能な投資対象への投資に責任を持って取り組まなければならない。当該戦略はエクスクルージョン・ポリシーも適用しなければならず、同ポリシーへのリンクを設立国における販売目論見書の本文に記載する。これらの要件を満たす戦略が、UBSアセット・マネジメントにより「サステナビリティ・フォーカス」または「インパクト」に分類され、インパクト戦略とは認められたインパクト・フレームワーク（例：国連の持続可能な開発目標）を利用した測定可能かつ検証可能な投資家および／または企業のインパクトを有する戦略のことである。

● この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？

当サブ・ファンドが一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は、当サブ・ファンドが推進する一つまたは複数の環境的および／または社会的な特性に貢献することである。

● この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？

UBSアセット・マネジメントが運用する株式および債券のアクティブな戦略に投資する場合、「著しい害を及ぼさない」（「DNSH」）を評価する際に、利用可能性および妥当性に基づき、厳選された主要な悪影響の指標を考慮する。

ESG指数に追跡するパッシブな運用戦略に投資する場合、指数提供者がインデックス・ファミリーに適した方法で「著しい害を及ぼさない」に関する指標を考慮する。

他社が運用する投資信託に投資する場合、投資先の投資戦略のポートフォリオ・マネジャーは異なる手法を用いることができる。他社の戦略は上記のUBSアセット・マネジメントのマネージャー・リサーチのプロセスを通じて「著しい害を及ぼさない」という基準に照らして評価される。

■ 主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

サステナビリティ要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

「主要な悪影響」（以下「PAI」という。）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に関する投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響をいう。

UBSアセット・マネジメントが運用する株式および債券のアクティブな戦略に投資する場合、ポートフォリオ・マネジャーは投資ユニバースからの除外という手段を通じてPAI指標を考慮する。

現在、以下のPAI指標が検討の対象になっている。

1.4 「化石燃料セクターで業務を行う企業へのエクスポージャー」

- サーマルコールの採掘および外部業者への販売またはオイルサンドの採掘から（UBSアセット・マネジメントのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーが定める）一定の基準値を上回る収益を得ている企業を除外する。
- サーマルコールに基づく発電事業から（UBSアセット・マネジメントのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーが定める）一定の基準値を上回る収益を得ている企業を除外する。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針への違反行為」

- 国際連合グローバル・コンパクト（UNGCR）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を取っていないとUBSアセット・マネジメントのスチュワードシップ委員会が判断する企業を除外する。

1.14 「非人道的兵器（対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器）へのエクスポージャー」

- UBSアセット・マネジメントはクラスター弾、対人地雷または化学兵器および生物兵器と関わっている企業に投資せず、核拡散防止条約に違反している企業にも投資しない。UBSアセット・マネジメントは、ある企業が非人道的兵器の開発、生産、備蓄、保守管理もしく輸送に関わっているか、またはそのような企業の主要株主である（持株比率が50%を上回る）場合に、当該企業が非人道的兵器に関わっていると判断する。

ESG指数に追随するパッシブな運用戦略に投資する場合、指数提供者がインデックス・ファミリーに適した方法でサステナビリティ要因に対する悪影響に関する指針を考慮する。

他社が運用する投資信託に投資する場合、投資先の投資戦略のポートフォリオ・マネジャーは異なる手法を用いることができる。他社の戦略は上記のUBSアセット・マネジメントのマネージャー・リサーチのプロセスを通じて悪影響に照らして評価される。

持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？（詳細）

UBSアセット・マネジメントが運用する株式および債券のアクティブな戦略に投資する場合、国際連合グローバル・コンパクト(UNG C)の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBSアセット・マネジメントのスチュワードシップ委員会が判断する企業を除外する。

ESG指数に追随するパッシブな運用戦略に投資する場合、指数提供者がインデックス・ファミリーに適した方法でOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則との適合性を考慮する。

他社が運用する投資信託に投資する場合、投資先の投資戦略のポートフォリオ・マネジャーは異なる手法を用いることができる。他社の戦略は上記のUBSアセット・マネジメントのマネージャー・リサーチのプロセスを通じてOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則への適合性に照らして評価される。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資がEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準を伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮している当サブ・ファンドの原投資対象のみに適用される。当サブ・ファンドの残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮したものではない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品はサステナビリティ要因への主要な悪影響を考慮するか？

- ✖ 考慮する。「主要な悪影響」（以下「PAI」という。）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に関する投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響をいう。

UBSアセット・マネジメントが運用する株式および債券のアクティブな戦略に投資する場合、ポートフォリオ・マネジャーは投資ユニバースからの除外という手段を通じてPAI指標を考慮する。

現在、以下のPAI指標が検討の対象になっている。

- 1.4 「化石燃料セクターで業務を行う企業へのエクスポージャー」
— サーマルコールの採掘および外部業者への販売またはオイルサンドの採掘から（UBSアセット・マネジメントのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーが定める）一定の基準値を上回る収益を得ている企業を除外する。

- 1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構(OECD)多国籍企業行動指針への違反行為」
 -国際連合グローバル・コンパクト(UNGC)の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を取っていないとUBSアセット・マネジメントのスチュワードシップ委員会が判断する企業を除外する。
- 1.14 「非人道的兵器(対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器)へのエクスポート」
 -UBSアセット・マネジメントはクラスター弾、対人地雷または化学兵器および生物兵器と関わっている企業に投資せず、核拡散防止条約に違反している企業にも投資しない。UBSアセット・マネジメントは、ある企業が非人道的兵器の開発、生産、備蓄、保守管理もしく輸送に関わっている場合、またはそのような企業の主要株主である(持株比率が5%を上回る)場合に、当該企業が非人道的兵器に関わっていると判断する。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは本書「投資方針」の「サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」に記載されている。

ESG指数に追随するバッシブな運用戦略に投資する場合、指数提供者がインデックス・ファミリーに適した方法でサステナビリティ要因に対する悪影響に関する指数を考慮する。

他社が運用する投資信託に投資する場合、投資先の投資戦略のポートフォリオ・マネジメントは異なる手法を用いることができる。他社の戦略は上記のUBSアセット・マネジメントのマネージャー・リサーチのプロセスを通じて悪影響に照らして評価される。

 考慮しない。



この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか?

投資戦略とは、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

当サブ・ファンドは、その投資目的を達成するために投資先の投資戦略を利用する。持続可能な投資には以下の9つのESGカテゴリーの一つまたは複数が含まれることがある。

- a) ESGエンゲージメント株式：
本アプローチにおいては、企業の経営陣にESG課題および機会に関するパフォーマンスの向上を働きかけるためにアセット・マネージャーが株主として積極的に関与する。
- b) ESGエンゲージメント・ハイ・イールド・ボンド：
本アプローチにおいては、企業の経営陣にESG課題および機会に関するパフォーマンスの向上を働きかけるためにアセット・マネージャーが債券保有者としてBBB-未満の格付を付与された発行体の債券のポジションを積極的に取る。
- c) 国際開発金融機関債：
世界銀行等の国際開発金融機関(以下「MDB」という。)が発行する債券。MDBは、持続的な経済成長のための資金調達を目的として様々な政府から支援を受けている。
- d) ESGテーマ別株式：
特定の環境もしくは社会的な難題に取り組んでいる製品およびサービスを販売している企業および/または単一のESG要因(男女共同参画等)の運営に特に優れた事業を行っている企業の株式
- e) ESGインブルーバーズ株式：
様々な重大なESG課題の管理を改善している企業の株式
- f) ESGリーダーズ株式：
様々な重大なESG課題を管理し、競合他社よりも優れたESGの機会を捉えている企業の株式

- g) グリーン、ソーシャルおよびサステナビリティ・ボンド：
環境プロジェクト、社会福祉機関または持続可能な債券に充当する資金を調達するための債券。
この種類の債券の発行体には、一般的に企業、地方自治体および開発銀行が含まれる。
- h) ESGリーダーズ債：
様々な重大なESG課題を管理し、競合他社よりも優れたESGの機会を捉えている企業の債券
- i) エマージング・マーケット・サステナブル・ファイナンス：
新興市場においてプライベートな融資を提供し、かつ開発金融機関の取組みを支援するための債券および為替のソリューションズを構成する戦略

ESGインテグレーション

ポートフォリオ・マネジャーは、投資先の投資戦略における配分時にESGインテグレーションを考慮する。UBSが運用する投資先の戦略の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、ESGインテグレーションに関する以下のリサーチに基づきESG統合資産を特定する。外部が運用する戦略の場合、ESG統合資産はUBSアセット・マネジメントのマネジャー・リサーチのプロセスを通じて特定される。

UBSアセット・マネジメントが運用する株式および債券のアクティブな戦略に投資する場合、ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、投資先の投資戦略のポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連するサステナビリティ要因を特定すること、および投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることが可能になり、ESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能になる。また、有価証券の選定、投資のコンピクションおよびポートフォリオの組入比率を通じたポートフォリオ構築の一助にもなる。

企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、アナリストが企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ要因を重視することを徹底する。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。投資先の投資戦略のポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを統合したUBS内部のESGリスク・ダッシュボードを利用する。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクを反映するために、次に取るべき行動の決定に役立つリスク・シグナルが投資戦略のポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に提示する。

企業以外の発行体の場合、投資戦略のポートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ/ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、当サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」の「サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」に記載されている。

- この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？

当サブ・ファンドが推進する一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

当サブ・ファンドの純資産（現金、現金等価物およびデリバティブを除く。）の少なくとも70%を（a）環境的（E）および／もしくは社会的（S）な特性を推進し、かつS F D R規則第8条を遵守している投資戦略もしくはこれに相当するとみなされる投資戦略、または（b）持続可能な投資を目的とし、かつS F D R第9条を遵守している投資戦略もしくは二酸化炭素排出量の削減を目標とし、かつS F D R第9条を遵守している投資戦略またはこれらに相当するとみなされる投資戦略に投資する。

戦略の適格性に関する分類は、「この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのようなサステナビリティ指標が用いられるか？」の項目で概説される評価を通じて行われる。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、特性、持続可能な投資対象の最低比率ならびに当サブ・ファンドが推進する環境的および／または社会的な特性を満たすために利用される投資対象の最低比率が計算される。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、当サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」の「サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」に記載されている。

- 当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？

該当なし。

- 投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？

当サブ・ファンドは投資方針を実現するために投資先の投資戦略を利用する。

UBSアセット・マネジメントが運用する株式および債券のアクティブな戦略に投資する場合、良好なコーポレート・ガバナンスを投資先のポートフォリオ・マネージャーの投資戦略に織り込んでいる。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告を考慮することが含まれる。UBSアセット・マネジメントが運用する株式および債券のアクティブな戦略の場合、ポートフォリオ・マネージャーは重大なE S Gリスクがある企業を識別するために、内部および認定された外部プロバイダーからの複数のE S Gのデータ・ソースを組み合わせた独自のE S Gリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネージャーの投資の意思決定プロセスにE S Gリスクを反映させるために、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネージャーに対してE S Gリスクを明確に提示する。

E S G指数に追随するパッシブな運用戦略に投資する場合、指数提供者がインデックス・ファミリーに適した方法で投資先企業の良好なガバナンスを評価する。

他社が運用する投資信託への投資は、UBSアセット・マネジメントのマネージャー・リサーチのプロセスを通じて評価される。UBSアセット・マネジメントは、UBSのサステナビリティ基準を充足することを徹底するために外部のアセット・マネージャーの戦略を評価する「等価の原則」)。

良好なガバナンス
慣行には、健全な
経営体制、従業員
関係、スタッフの
報酬および税務コ
ンプライアンスが
含まれる。



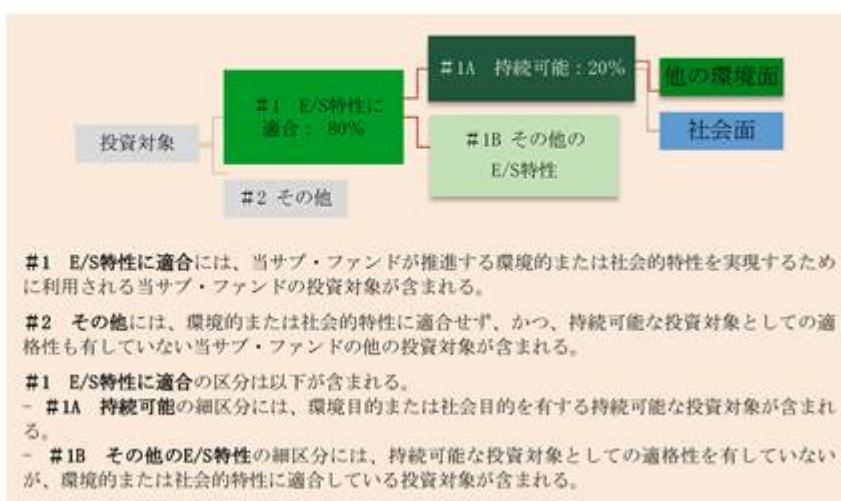
資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す資本的支出 (CapEx)
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費 (OpEx)

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

当サブ・ファンドが推進する環境的および／または社会的な特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は 80%である。当サブ・ファンドの持続可能な投資対象の比率の下限は 20%である。



● この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

当サブ・ファンドが推進する特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソノミーに適合しているか？

EUタクソノミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力に関する基準には包括的な安全および廃棄物管理の規則が含まれる。

イネーブリング活動とは、環境的に多大な貢献をすることが直接的に可能になる他の活動をいう。

トランジショナル活動とは、低炭素のための代替手段を未だに利用できないものの、特にベスト・パフォーマンスに応じた温室効果ガス排出量の水準を定めている活動をいう。

タクソノミー規則第9条が定める一または複数の環境目的に関するデータならびに当サブ・ファンドが行う投資がタクソノミー規則第3条に基づき環境的に持続可能なものとしての適格性を有する経済活動に対してどのようにおよびどの程度行われているか（以下「タクソノミー適合投資」という。）に関するデータを収集できていない。これに基づき、当サブ・ファンドのタクソノミー適合投資は0%である。

● この金融商品はEUタクソノミー¹を遵守する化石燃料ガスおよび/または原子力に関する活動に投資するか？

投資する

化石燃料ガスに投資する。

原子力に投資する。

投資しない。

以下の2つのグラフは、EUタクソノミーに適合している投資対象の最低割合を縦（本書に該当箇所はない。）で示している。ソブリン債*のタクソノミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソノミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソノミー適合性を示している。

1. ソブリン債*を含む
投資対象のタクソノミー適合性

- タクソノミー適合
(化石燃料ガスおよび
原子力を除く。)
- その他の投資対象

100%

2. ソブリン債*を除く
投資対象のタクソノミー適合性

- タクソノミー適合
(化石燃料ガスおよび
原子力を除く。)
- タクソノミー不適合

100%

本グラフにおいては投資全体のx%**を占めている。

*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

**該当がない（タクソノミー適合投資がない）ため、比率を表示していない。

● トランジショナル活動およびイネーブリング活動への投資の最低割合はどうくらいか？

トランジショナル活動およびイネーブリング活動への投資の最低割合は確約されていない。

¹ 化石燃料ガスおよび/または原子力に関する活動は、気候変動の抑制（以下「気候変動の緩和」という。）に寄与し、かつEUタクソノミーのあらゆる目的を著しく害することがない場合にのみ、EUタクソノミーを遵守していることになる（左側の注記を参照のこと）。EUタクソノミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則(EU)2022/1214により定められている。



は、EUタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

当サブ・ファンドによる持続可能な投資は環境的または社会的な目的のいずれかまたは双方に貢献する。当サブ・ファンドは予め組み合わされた環境的または社会的な目的を確約しているわけではないので、EUタクソノミーに適合していない環境的な目的を備えた持続可能な投資の最低比率の定めはない。当サブ・ファンドがタクソノミーに適合していない環境的に持続可能な投資対象に実際に投資する場合は、タクソノミーに適合していることを決定付ける十分なデータが存在しないためである。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

当サブ・ファンドによる持続可能な投資は環境的または社会的な目的のいずれかまたは双方に貢献する。当サブ・ファンドは予め組み合わされた環境的または社会的な目的を確約しているわけではないので、持続可能な投資の最低比率の定めはない。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性、効率的なポートフォリオ運用およびヘッジ目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的な特性の実現度の測定に必要とされるデータ入手することができない有価証券が含まれることもある。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に適合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指標が指定されるのか？

当サブ・ファンドが当サブ・ファンドが推進する特性に適合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指標である。

- 参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に適合するのか？
該当なし。
- 投資戦略と指標の手法の適合性はどのように継続的に確保されるのか？
該当なし。
- 指定指標は、関連する広範な市場指標とどのように異なるのか？
該当なし。
- 指定指標の計算に用いられる方法を探す場合、どこを参照すればよいか？
該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができる。